

令和7年4月10日

役員  
各支部長 各位  
事務責任者

群馬県剣道連盟  
会長 小林 一隆

六・七・八段審査における、高齢受審者（65歳以上）の修業年限短縮措置に伴う受審者研修会について

時下、益々御精武のことと拝察申し上げます。日頃より何かと当連盟の運営に関し、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、ご存じのとおり称号・段級位審査規則の一部改訂（第17条 受審資格の修業年限）により高齢受審者（65歳以上）の修業年限が短縮され、本年4月1日以降に申込切を迎える審査会（具体的には、8月以降の審査会）から適用されることになりました。

この度の改訂措置で8月に開催される六・七・八段審査会を受審できる運びになった高齢者（65歳以上）につきましては、本年度は特例措置として6月1日（日）に予定されています六・七段受審者研修会に八段の受審者研修会も加えて、この研修会を1回履修していただければ8月の審査会は受審できることに致しました。（当連盟の決まりは、5月審査を除いて年2回の研修会履修が受審条件となっていますので秋、冬の審査会の受審はもう1回履修して下さい）該当される方は、現段位の授与が何年何月であったかをしっかり確認して頂き、6月1日（日）の受審者研修会を履修して下さい。

尚、下記に称号・段級位審査規則 第17条の改訂箇所を挙げておきます。

また、8月の六、七、八段審査を受審される方の例をも挙げておきますので能々確認の程お願いします。

記

第17条 （受審資格）の②に3が追加

3 六段から八段までの受審を希望し、年齢が65歳以上で、次の修業年限を経た者

受審段位	修業年限
六段	五段受有後2年
七段	六段受有後3年
八段	七段受有後5年

《例》

本年8月3日開催の剣道六段審査会（福岡県）を受審する場合  
生年月日が、1960年8月3日以前で、令和5年8月31日までに剣道  
五段の段位を授与されたものが対象となる。

本年8月30日開催の剣道七段審査会（宮城県）を受審する場合  
生年月日が、1960年8月30日以前で、令和4年8月31日までに  
剣道六段の段位を授与されたものが対象となる。（令和4年8月21日開  
催の六段審査会（新潟県）までに六段に合格しているもの）

本年8月9日開催の剣道八段審査会（愛知県）を受審する場合  
生年月日が、1960年8月9日以前で、令和2年8月31日までに剣道  
七段の段位を授与されたものが対象となる。（令和2年8月30日開催の  
七段審査会（福岡県）までに七段に合格しているもの）

※ 8月10日開催の剣道八段審査会（愛知県）については、生年月日が  
1960年8月10日以前の者。

※ 令和2年10月15日に実施した剣道七段審査会（兵庫県）の合格者  
も対象となる。